

東予東部登山道整備プロジェクト 規約

令和6年1月1日制定
令和8年6月29日改定加筆

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、東予東部登山道整備プロジェクト（以下「登山道整備プロジェクト」もしくは、「EETMP」という。）という。

EETMP = Eastern Ehime Trail Maintenance Project

(事務所)

第2条 EETMP は、主たる事務所を四国中央市川滝町領家 801 に置く。

(目的)

第3条 EETMP は、登山道整備活動を通じ、愛媛県東予東部の登山道の安全確保と自然環境保全を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 EETMP は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 整備活動計画の作成に関すること。
- 二 整備活動の実施に係る連絡調整（地域住民、登山道所有者、管轄団体）に関すること。
- 三 作業実施・研修・に関すること。
- 四 会員勧誘に関すること。

第2章 構成員等

(EETMP の構成員)

第5条 EETMP の構成員は別紙のとおりとする。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく EETMP にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 EETMP に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
- 二 副会長・会計 1 名
- 三 監 事 1 名

2 前項の役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、EETMP を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 EETMP の業務執行及び会計の状況を監査すること。

二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、10 年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員手当)

第11条 役員に手当を支給することができる。

2 手当の額は総会で決定する。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席構成員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の1人以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を各構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、総会において、各1票の議決権を有する。

- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、構成員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 活動計画の作成及び実施に関すること。
- 二 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 三 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 四 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 EETMP 規約の変更
- 二 EETMP の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

(書類及び帳簿の備付け)

第17条 協議会は、第2条の事務所もしくは会計の者が、次の各号に掲げる書類及び帳簿を（銀行口座通帳とカード含む）所持管理しなければならない。

- 一 EETMP 規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 EETMP に参加する者の名称又は氏名を記載した書面
- 三 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 五 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第5章 会計

(事業年度)

第18条 EETMP の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第19条 EETMP の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 県の補助金及び会員、及び会員外からの寄付金
- 二 その他の収入（関係事業で頂いた礼金など）
- 三 資金の帰属は構成員の誰にも属さない。

(年度事業計画及び収支予算)

第 20 条 EETMP の年度事業計画及び収支予算は、会長・副会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 21 条 会長・副会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

一 年度事業報告書

二 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 6 章 解散及び残余財産の処分

(EETMP が解散した場合の残余財産の処分)

第 22 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国、県、町の交付金又は補助金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

令和 8 年 5 月 28 日 第 17 条・第 19 条 を改定、加筆。

令和 8 年 6 月 30 日 第 2 章・第 5 条（別紙） を改定、加筆。

(別紙)

東予東部登山道整備プロジェクト構成員

No.	氏名	住所	備考
1	松本 智広	四国中央市	会長
2	亀井昭仁	四国中央市	副会長・会計・事務局
3	水口 透	四国中央市	監事
4	重川 まさみ	松山市	
5	越智 清加	今治市	
6	松本 元実	四国中央市川	
7	亀井真紀子	四国中央市	
8			
9			
10			